

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第 8 章)台北市における多様な居住資源と新たな取り組み：「居住支援」の視点から
Author	中山 徹
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 20 巻, p.37-39.
Published	2020-03-15
ISBN	978-4-904010-35-8
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	包摂都市ネットワークの最前線：包摂型都市のための社会的革新
DOI	10.24544/ocu.20201006-010

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第8章

台北市における多様な居住資源と新たな取り組み

「居住支援」の視点から

中山 徹

1 はじめに

日本の社会保障制度の基本的特徴として、居住政策、雇用・失業政策は、社会保障制度のあくまで周辺政策として位置づけられてきた。福祉系大学等においても国家試験を重視する教育の中で、居住問題は「蚊帳の外」に置かれた状況にあった。

しかし、近年、ホームレス問題だけでなく、高齢者、障害者、子育て世帯等の中に、住宅の確保に配慮が必要な人々（住宅確保要配慮者）の存在とその増加が大きな問題となってきた。住宅セーフティネットの根幹をなす公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。その一方、民間の空き家等の増加に対する対応が求められ、2017年4月成立（同年10月施行）「住宅セーフティネット法」が改正された。その内容は、民間空き家、空き室を活用して、①上記の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等、②入居者に対する経済的支援、③住宅確保要配慮者に対する「居住支援」（居住支援法人等）である。そこで、従来にもまして③の「居住支援」について、政策・実践的課題として浮上してきている。

入居支援（居住確保）→入居後の居住継続支援（生活・就労支援）のあり方の検討が求められてきている。

今回の台北市における様々な居住施設等の視察先について、上記の居住支援視点からみて非情に興味深いものであった。

2 今回の多様な居住関連施設

今回の視察先は、日本的脈絡のから、以下のように捉えられると考える。

①ユニバーシアード選手村の跡地を活用した社会住宅（育成蕃薯藤餐廳）、子育て世帯支援施設（婦幼安置培力服務計畫）、②日本的に言えば、作業所製品の販売と食堂・交流施設（育成蕃薯藤餐廳）、③低所得者・低収入戸（生活保護世帯）向けの「平価住宅」の大規模再開発とその入居者間の交流の仕組み作り（興隆公宅）、④地域通貨を活用したフードバンク、食堂、ミニ図書館、コーヒーショップ等による若者の就労訓練等を展開し、忠面里南機場という相対的に低所得者の集中している地域での住民参加型の就労・生活支援の新たな試みの現場（南機場）、⑤遊民支援に関して、社団法人芒草心慈善協会の実施している若者の遊民生活経験による遊民理解とは異なる方法を展開している「人生百味」である。同団体では、以下の方法で、人と人との距離を縮め、人と遊民相互に知り、理解を得る機会を提供しようとしている。イ、人と残りものを収集する（市場でその日の残り材料を収集し、食材等を効果的に使用する）。ロ、共同炊事（ボランティアがアイデアをブレインストーミングし、創造的でおいしい料理を調理する）。ハ、路上でのシェア（調理済みの食事を路上に持ち込み、兄妹と一緒に食事する）、である。

以上のように、今回の多様な新たに開発している居住資源と居住環境の仕組みについての視察から、新たな知見をえることができた。それぞれの組織と実践を踏まえた背景等を充分踏まえていないため「直感的」な印象になりがちである事は否めない。

日本的脈絡の「居住支援」という点からみると、空き物件の再利用による「居住資源」確保とその福祉的利用やいろいろ課題の多い低所得者向け住宅の更新と交流の仕組みづくり、広い意味での「生活支援」（いわゆる「居場所」づくり）など、居住不安定層に対する「現場支援」といった「居住支援」に重なる場面が散見された。

3 視察を踏まえた今後の研究課題

今回の現場視察では、筆者の研究関心から、上記の③興隆公宅、④南機場の住民参加型の様々な仕組み作り、⑤新たな食事提供・「炊き出し」の仕組みである。ここでは、詳細な検討しないが、③については、他の入居停止中の「平価住宅」の立替計画の有無や遊民を典型とする不安定居住者に対する安価な民

間住宅施策が今後どのような展開を見せるのか、④については、常に新しい試みの経験を日本において具体化している地域の有無等、⑤については、地域住民の理解度アップとともに入居・居住確保支援とその後の継続的できる生活支援、それを支える制度的枠組みへの展開等、が指摘できよう。

台北市における公民の今後の展開を注視したい。

【参考文献】

改正住宅セーフティ法

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

EA-ICN（2019）視察での配付資料

中山徹・山田理絵子（2013）「台北における遊民支援の制度的枠組みと補完的生活支援」『社会問題研究』62, 43-52

中山徹・山田理絵子（2014）「台湾における社会救助法と遊民支援策」、『社会問題研究、』63, 53-68

「人生百味」

<http://doyouaflavor.tw> 2020.01.22

<https://www.thenewslens.com/article/73917> 2020.0122

なお、同団体の活動は台北市が実施している「石頭湯計画」と関連しているが、今後の課題である。